

Travel Safety Plan

トラベルセーフティプラン

for overseas travelers



海外旅行傷害保障

Extra Plan
エクストラプラン



Travel Safety Plan

for overseas travelers

トラベルセーフティプランの 充実したサービス

本会は世界有数のアシスタンス会社と提携していますので、
海外での事故も安心です。



●キャッシュレス医療サービス

海外での治療費は高いものです。いざという時、お客様のご負担なく治療が
受けられるよう万全の体制を整えています。

提携病院で安心治療

日本語サービスセンターへご連絡いただだけで、病院を紹介・受け入れを
手配します。共済金請求書兼報告書と加入証書(パスポートも)を持って病院へ
行けば、スムーズに治療が受けられます。治療費は日本語サービスセンターが
直接病院へお支払いしますので、面倒な手続きはありません。

*地域によってはキャッシュレスサービスができない場合もあります。



●24時間・年中無休での医師・病院紹介サービス

日本人医師や専門医の紹介等、お客様のご希望や状況に応じ、最寄りの適切
な医師・病院を24時間・年中無休体制でご紹介いたします。

●医療通訳の手配

治療時の通訳の手配をいたします。



●シンプルでリーズナブルな保障の提供

NPOの会員を対象とした非営利の共済制度ですので、保障内容をシンプルにわかりやすく格安な掛金にてご提供
いたします。

『NPO海外渡航者安全機構』とは…

近年、海外に旅行に出かける方が増えています。旅行者が増えるに従い、海外でトラブルに巻き込まれる方々も
増加しています。『NPO海外渡航者安全機構』は、海外に旅行する人が、安全に安心して過ごせる事を目的に
設立されたNPOです。

●『NPO海外渡航者安全機構』の行うサービス

時事ニュースや世界各地の状況等の情報提供などを行い、
海外に旅行する方々への安全に貢献します。

●『NPO海外渡航者安全機構』をご利用いただくには

1口50円の会費をお支払いください。

会員となられた方には、会員証を発行させていただきます。



共済金額表および掛金表

共済金額	プランコード	HC	HD	HE	HF
	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	500万円	500万円	500万円	500万円
	治療・救済者費用	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品	30万円	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円
掛金	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
	3日まで	5,100円	4,400円	3,700円	2,800円
	4日まで	5,900円	5,000円	4,200円	3,400円
	6日まで	8,100円	6,900円	5,800円	4,700円
	8日まで	9,800円	8,100円	6,900円	5,700円
	11日まで	12,200円	9,400円	8,000円	6,700円
	15日まで	14,100円	11,400円	9,900円	8,200円
	18日まで	15,800円	12,900円	10,900円	9,200円
	22日まで	18,700円	15,600円	13,400円	11,400円
	25日まで	22,100円	18,700円	16,100円	13,400円
	28日まで	23,400円	20,400円	17,700円	15,100円
	31日まで	25,800円	22,500円	19,700円	16,600円
	46日まで	35,500円	31,000円	27,400円	23,100円
	2ヵ月まで	49,700円	43,700円	38,900円	33,300円
	3ヵ月まで	70,100円	62,200円	55,600円	48,100円

※「28日まで」から「3ヵ月まで」の期間については、満69歳までの方がお申込みいただけます。 ※3ヵ月を超える旅行期間および帰国予定日が決まっていない場合はお申込みできません。
※上表の「掛金表」には、NPOへの会費(50円)および共済会利用のための出資金(50円)が含まれています。

たとえば、こんな時にお役にたちます!!

1
ケガや病気の時


突然、牛に体当たりされた。

2
携行品の盗難・破損


空港で、旅行鞆を盗まれた。

3
賠償責任


壺を落として割ってしまった。

4
その他のサービス


共済金請求の相談をしたい。

■ご加入にあたっての注意点

◆以下のいずれかに該当する方は取扱代理所または本会事務局にお問い合わせください。

- (1) 本共済契約の被共済者となることに同意していない方
 - (2) 加入申込み時点において、日本国内に居住していない方または既に日本を出国している方
 - (3) 3ヵ月を超えて渡航される方または帰国予定日が決まっていない方
 - (4) 航空機(ヘリコプターを含みます)の免許取得を目的とする方
 - (5) (表1)に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航する方
 - (6) (表2)に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航する方(インストラクターも含みます)
 - (7) 加入申込日において、以下のいずれかに該当する方
 - ①病気やケガのため、医師による治療を受けている方
 - ②身体に障害のある方
 - (8) 加入申込日において、(表3)に掲げる慢性疾患等を患っている方、医師により治療を受けている方もしくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もしくはその疾患の治療の必要があると診断された方
 - (9) 本会の定める「加入資格審査基準」と合致していない方
- (注1) 実際の旅行行程と異なる期間の申込みはできません。また、国内旅行の場合も加入できません。
(注2) 前(7)または(8)に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。
ただし、既往症や身体障害または責任開始前に生じていた傷病を原因とする請求については、共済金をお支払いできない場合があります。

【表1】危険な職務

●テストパイロット、テストドライバー、テストライダー等 ●競馬、競輪、オートレース、競艇等 ●力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー等 ●坑内、隧道内作業 ●スタントマン、レスキュー隊員 ●猛獣を取り扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等 ●ゴンドラ等を使用する窓ふき業(ただし階建以上の建物の窓ふき業) ●橋梁、ダム、ビル等の建設作業 ●高圧線、送電線、配電線、通信線の電気工事 ●火薬・爆発物または劇毒物類等の取扱 ●潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等 ●航空機搭乗 ●その他本会が別に指定する職務

【表2】危険な運動

●山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) ●リュージュ、ボブスレー、スキャダイビング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗 ●超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗 ●ジャイロプレーン搭乗 ●その他これらに類する危険な運動

【表3】慢性疾患

●悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等) ●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等) ●心臓疾患 ●肺炎(肺炎・肺結核等) ●脳血管疾患(脳出血・脳血栓・くも膜下出血等) ●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等) ●肝臓、すい臓等の内臓疾患 ●糖尿病およびその他の代謝障害 ●精神病およびアルコール中毒(統合失調症等) ●骨髄および神経疾患(骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等) ●血管および血液疾患(高血圧・血友病・動脈硬化症等) ●耳鼻および眼疾患 ●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーチャット病・クローン病・パーキンソン病等) ●その他本会が指定する慢性疾患

■トラベルセーフティプランのあらまし

保障種目		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に死亡されたとき。	傷害死亡・後遺障害共済金の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。ただし、既に支払われた後遺障害共済金を除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ○脳疾患、疾病、心神喪失。 ○妊娠、出産、早産、流産。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。
	後遺障害共済金	海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残ったとき。	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害共済金額の3%～100%をお支払いします。	
	治療費用共済金	海外旅行中の事故によるケガのため医師の治療をうけられたとき。	1回の事故・病気につき次の費用のうち実際に支出した金額を傷害・疾病治療費用共済金限度額の範囲内で、事故の日（医師の治療を開始した日）から180日間を限度としてお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。 ②治療のために必要となった通訳雇用費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（傷害治療費用のみ） ④入院のために必要となった次の費用（ただし、1回の事故につき20万円が限度）。 a. 通通信費 b. 身の回り品購入費（5万円限度） ⑤治療による入院により必要となった旅行行程復帰費用および帰国費用。 ⑥共済金請求のために必要な医師の診断書。 （注）健康保険、労災保険等から支払いがなされ被共済者が直接支払うことが必要とされない部分は対象とはなりません。	
疾病	治療費用共済金	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限り、 ②海外旅行中に感染した特定の伝染病（重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱）のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。		○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ○妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の病気。 ○歯科疾病。 ○エイズ。
	死亡共済金	①海外旅行中、病気により死亡されたとき。 ②海外旅行中に発病した病気または旅行中にその原因が発生し旅行終了後72時間以内に発病した病気ももて旅行終了後30日以内に死亡されたとき。ただし旅行終了後72時間以内に医師の治療を開始および継続して受けている場合に限り、 ③海外旅行中に感染した特定の伝染病（疾病治療費用と同じ）のために旅行終了後30日以内に死亡されたとき。	疾病死亡共済金額の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。	①次のような原因により生じた損害。 ○共済契約者、被共済者の故意。○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 ○職務遂行に関する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）。 ○親族に対する損害賠償責任。 ○航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。 ○受託品に関して生じた損害賠償責任。ただし、次のものを除きます。 ・ホテルの客室および客室内の動産（セーフティボックスのキーならびにルームキーを含みます）。 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物の、マンションの戸室全体を賃貸している場合を除きます）。 ・レンタル業者より共済契約者または被共済者が直接借り入れた旅行用品または生活用品。
賠償責任共済金		海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの（レンタル業者より借用した旅行用品を含みます）を壊したりして損害をあたえた法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任共済金額を限度として損害賠償金等をお支払いします。	
救護者費用共済金		海外旅行中に・・・ ①傷害により事故の日から180日以内に死亡されたとき。 ②病気により死亡されたとき。 ③旅行行程中に発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡されたとき。 ④旅行行程中に傷害または病気により3日以上継続入院されたとき。 ⑤被共済者が搭乗している航空機、船舶等が遭難したとき。 ⑥傷害により被共済者の生死が確認できないとき（ただし、被共済者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象となります）または事故により緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき。	共済契約者、被共済者または被共済者の親族の方が支出した次の費用を保障期間を通じ救護者費用等共済金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②現地までの航空運賃等交通費。 ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料（1名につき14日分が限度）。 ④渡航手続及び現地での諸雑費（ただし、20万円が限度であり、入院治療に伴う諸雑費として傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金が支払われるべき費用については除きます）。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体の処理費用（ただし、100万円が限度）。 上記②から④の費用については被災者1名につき以下が限度となります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。
携行品損害共済金		海外旅行中に、被共済者が所有し携行する身の回り品（カメラ、宝石、衣類など）が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けたとき。 （注）現金、預貯金証書、小切手、有価証券、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ等は対象外となります。	携行品1個または1対につき、10万円を限度として時価額または修繕費をお支払いします。ただし、1回の事故の目的が乗車船券、航空券のときは5万円を限度とします。また、携行品損害共済金額をもって保障期間中の支払いの限度とします。 （注1）運転免許証または、旅券の盗難等による損害については5万円を限度としてその再発給費用をお支払いします。 （注2）強盗・盗難及び航空会社等の寄託手荷物不備の事故等（例 ロストバゲージ）については共済金支払限度額が30万円までとなります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○携行品のかしままたは自然の消耗。 ○携行品の置き忘れまたは紛失。 ○危険な運動およびサーフィン、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング等の用具。
治療救護者費用共済金		傷害治療費用、疾病治療費用、または救護者費用のいずれかが支払われる場合、これらの共済金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額をお支払いします。お支払いする共済金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救護費用共済金額を限度とします。		それぞれ傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用に同じ。
航空機寄託手荷物遅延費用共済金		旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り、）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に着後6時間を経てもその目的地に運搬されなかったとき。	航空機到着後96時間以内に負担した旅行先にて必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円または携行品共済金額のいずれか低い額をもって支払いの限度とします。 ①衣類購入費（寄託手荷物に下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用）。 ②生活必需品購入費（寄託手荷物に洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用）。 ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争、革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。
航空機遅延費用共済金		〈出発遅延費用等〉 搭乗予定の航空機について ①6時間以上の出発遅延。 ②欠航・運休。 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不手際による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 ----- 〈乗継遅延費用〉 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延による乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。	〈出発遅延費用等〉 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、2万円を支払いの限度とします。 ----- 〈乗継遅延費用〉 乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動交通費をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、2万円を支払いの限度とします。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争、革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。

■ご契約に際しての注意点

◆共済契約者

本共済契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる方で、かつ、NPO海外渡航者安全機構の会員の方

◆出資金

本共済制度を利用されるに当たっては、出資金50円をご利用の度にお支払いいただく必要がございます。

◆共済期間および責任期間（保障期間）

本共済契約の共済期間は、共済加入証書に記載された共済期間開始日の午前零時に始まり共済期間終了日の24時までとします（時刻は、日本国の標準時によるものとします）。
本共済契約の責任期間（保障期間）は、被共済者が申込書記載の海外旅行の目的をもって被共済者の住居を出発したときから被共済者の住居に帰着するまでの旅行行程中（その旅行以外の目的をもって行動している間を除きます）に限り、
※運行時刻が定められている交通機関の遅延・欠航・運休・搭乗不能、医師の治療、ハイジャックやテロリストによる不法な支配や公権力による拘束などによって、共済期間終了日の24時までには帰着できなかった場合は、本会が妥当と認める時間を限度として、共済期間終了日は延長されます。

◆お申込みの取消・解約

共済期間開始日（出発時）前までに本会または取扱代理所窓口へ本会所定の書式にてご通知いただくことによりその申込みを撤回（取消）することができます。なお、保障開始後については解約として取扱いますのでご注意ください。

◆重複・超過加入の禁止

同一の被共済者が共済期間を重複して複数のコースに加入すること、または同一コースに2口以上加入することはできません。これに反して加入された契約については無効となります。

◆告知義務または通知義務

加入申込みの際に、加入申込書の記載事項（旅行の内容、健康状態や他の保険の加入状況等に関する告知を含みます）で本会が質問した事項について本会に対しての事実を告げなかったときもしくは事実と異なることを告げたとき、または加入申込みの後に、これらの記載事項に変更が生じたにもかかわらず、本会への通知および承諾を受けていなかったときは、共済金のお支払いが受けられなくなり、共済契約を解除されることがあります。

◆事故の告知および共済金の請求

被共済者に共済金の支払事由が生じたときは、支払事由の生じた日から30日以内に、事故の発生状況、発病の状況および経過、傷病の程度

またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。また、あらかじめ共済金の請求にあたっては、本会の定める書類を本会に提出しなければなりません。

※賠償事故に関して、予め本会の承認を得ず談合や賠償金をお支払いにいられた場合は、その全額につき共済金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

◆共済金の受取人

共済金の受取人は、原則被共済者と、共済金を受取るべき日において被共済者が共済金を受取る事ができない場合には、被共済者の法定相続人となります。
※死亡共済金については、被共済者の同意および本会が承認した場合に限り、異なる者に指定することもできます。

◆他の保険にご加入の場合

被共済者が他の海外旅行傷害保険等に重複して加入されている場合には、共済金の支払額算出に当たっては分担扱いとなり、減額調整されることがあります。

海外渡航者安全事業共済会

共済会事務局

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町4F

TEL 03-3237-6270 FAX 03-3237-6275

申込書は重要事項等のご説明の後にあります。
重要事項等のご説明をよくお読みになり、お申込みください。

申込書記入例

- ～ご注意～
- ・2枚複写式となっておりますのでボールペンで強くご記入ください。
- ・太枠箇所に必ずご記入ください。
- ・2枚目のお客様控えを除いた申込書をご提出ください。

No.1:代理店控

NPO 海外渡航者安全機構入会申込書 兼 海外渡航者安全事業共済会
およびトラベルセーフティプラン加入申込書

申込書記入例裏面の「重要事項等のご説明」(個人情報の取扱いについての規定を含みます)をよくお読みになり、お申込みください

NPO 海外渡航者安全機構 御中

NPO海外渡航者安全機構の趣旨に賛同し、NPO海外渡航者安全機構の一般会員として入会申込みをいたします。

海外渡航者安全事業共済会 御中

海外渡航者安全事業共済会の趣旨に賛同し、「重要事項等のご説明」に記載された契約概要、注意喚起情報(個人情報の取扱いについての規定を含む)、およびその他の事項の説明を受けこれを受領し、その内容を承諾・同意の上、加入申込みをいたします。

① NPO海外渡航者安全機構への入会ならびに海外渡航者安全事業共済会およびトラベルセーフティプランへの加入
② NPO海外渡航者安全機構への入会のみ

※海外渡航者安全事業共済会は、「NPO海外渡航者安全機構」の会員のみを対象とした共済会です。この共済会にご加入いただくには、「NPO海外渡航者安全機構」にご入会いただく必要があります。
※既に、NPO海外渡航者安全機構へご入会いただいている場合には、「海外渡航者安全事業共済会およびトラベルセーフティプランへの加入申込み」とみなします。また、既に、NPO海外渡航者安全機構へご入会いただき海外渡航者安全事業共済会にもご加入いただいている場合には、「トラベルセーフティプランへの加入申込み」とみなします。
※NPO海外渡航者安全機構のみにのご入会を希望される場合には、「NPO海外渡航者安全機構入会申込書」とし、会員証を事務局より発行いたします。

領収日

フリガナ キョウサイ タロウ

申込者名(契約者) 共済 太郎

旅行者との関係 本人 配偶者 親子 兄弟 雇用者

申込人が法人の場合 押印

メールアドレス XXXXX@XXXX.XX.jp

申込者住所 (〒 107-0052) TEL: 03 (3568) XXXX

東京都港区赤坂〇丁目△番×号

旅行出発日をお書きください。

旅行出発日から数えます。

旅行期間 06日間 (3ヵ月を超える場合は申込みできません)

申込日 20XX年 7月 1日

出発日 20XX年 08月 01日

帰着日 20XX年 08月 06日

フリガナ(ローマ字) KYOSAI TARO

性別 男 女

年齢 25歳

TEL 03 (3568) XXXX

旅行者(被共済者)氏名 共済 太郎

メールアドレス 申込者メールアドレスと同じ

旅行者(被共済者)住所 (〒)

申込者住所と同じ

※旅行先で契約の場合は、別途旅行先情報欄にご記入ください。(旅行先氏名欄には電話番号のみを記入してください)

14歳以下の方は保護者(共済者)の000万円までの加入プランからお選びください。8才以上の場合はご選択ください。エクスプレスプラン(120日間)から12ヵ月プラン(12ヵ月)までのプランは60歳以上の方がお申込みいただけます。20歳以上の場合はご選択ください。

加入プランコード 〇〇

旅行者数 1

預り金額合計 7,200円

※旅行先で契約の場合は、別途旅行先情報欄にご記入ください。(旅行先氏名欄には電話番号のみを記入してください)

※旅行先で契約の場合は、別途旅行先情報欄にご記入ください。(旅行先氏名欄には電話番号のみを記入してください)

告知事項

●目的 ☐観光 ☐商用 ☐留学 ☐競技 ☐航空機の免許取得 ☐その他()

●旅行中に危険なお仕事や運動等をなさいますか ☐いいえ ☐はい(仕事の内容) (運動の内容)

(注)危険なお仕事とは建設工事、危険な運動とは登山、バングライダー等をいいます。

●現在ケガや病気で医師の治療を受けていますか ☐いいえ ☐はい(傷病名)

●身体に障害がありますか ☐いいえ ☐はい(傷病名)

※下記のいずれかの保険にご加入になっていますか(生命保険は除く) ☐いいえ ☐はい(介護保険 海外旅行傷害 死亡保険会社名)

(死亡保険金額)

※告知内容によってはご加入いただけない場合があります。詳しくは事務局または事務局までお問い合わせください。

※旅行先で契約の場合は、別途旅行先情報欄にご記入ください。

死亡共済金受取人 死亡共済金受取人は法定相続人とする

(別途死亡共済金受取人の指定を希望される場合は、詳しくは事務局または代理所へお申し出ください)

代理所

- ・申込人が法人の場合 1枚目にご押印ください。
- ・旅行出発日をお書きください。
- ・自宅到着日をお書きください。
- ・旅行出発日から数えます。
- ・出発日における満年齢をお書きください。
- ・旅行者(被共済者)住所・メールアドレスが申込者住所と同じ場合は「申込者住所・メールアドレスと同じ」を丸で囲み、違う場合のみお書きください。
- ・パンフレットに記載されております「共済金額表および掛金表」からご希望のプランコードをお選びいただきお書きください。
- ・旅行者数をお書きください。
- ・複数名で加入の場合はお1人様掛金×旅行者数の合計金額をお書きください。
- ・必ず現在のありのままを正しくお書きください。

重要な事項等のご説明(重要事項等説明書)

海外渡航者安全事業共済会

ご契約の概要について ～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、共済商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途トラベルセーフティプランハンドブックを十分にご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取扱代理所または弊会までお問合せください。

1. 商品のしくみについて

この商品は「海外旅行傷害保障」で旅行中に被共済者(保障の対象となる方)※がケガをされたときや病気になったとき等を主に保障する制度です。各保障内容等詳細につきましては「2. 保障(補償)内容について」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救済費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

※ 共済契約申込書の被共済者欄に記載されている方(以下「本人」といいます)

2. 保障(補償)内容について

(1) 共済金をお支払いする場合

共済金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細はトラベルセーフティプランハンドブック等でご確認ください。また保障される項目は加入されるプランにより異なりますので、加入証書をよくお確かめください。

①死亡共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害共済金がある場合は、死亡・後遺障害共済金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

②後遺障害共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の3%～100%をお支払いします。(ただし、共済期間を通じて合算し、死亡・後遺障害共済金額が限度となります。)

③治療・救済費用共済金

・傷害治療費用部分

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回のケガにつき治療・救済費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。

・疾病治療費用部分

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回の病気につき治療・救済費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。

・救済費用部分

旅行行程中に a.被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b.病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。) d.被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限りします。) e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被共済者の生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要な場合(被共済者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要になった後は除きます。) f.誘拐または行方不明になった場合、共済契約者、被共済者および親族の方が実際に支出した救済費用等をお支払いします。ただし1回の事故について治療・救済費用共済金額がお支払いの限度となります。

④傷害治療費用共済金

旅行行程中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回のケガにつき傷害治療費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。

⑤疾病治療費用共済金

「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気(その原因が旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、または、旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に、治療費用等のうち実際に支出した金額で弊会が妥当と認めた金額を1回の病気につき疾病治療費用共済金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。

⑥救済者費用共済金

旅行行程中に a.被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 b.病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡された場合 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りです。） d.被った事故によるケガまたは発病した病気により継続して3日以上入院された場合（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限りです。） e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合、被共済者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要となるとき（被共済者の生死が判明した後および捜索・救助活動が不要となった後は除きます。） f.誘拐または行方不明になった場合、共済契約者、被共済者および親族の方が実際に支出した救済費用等をお支払いします。ただし、1回の事故について救済者費用共済金額がお支払いの限度となります。

⑦疾病死亡共済金

旅行行程中に a.病気により死亡された場合 b.「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合に限りです。） c.旅行行程中に感染した特定の感染症がもとで、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき、疾病死亡共済金額の全額をお支払いします。

⑧賠償責任共済金

旅行行程中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任共済金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。

（注）賠償金額の決定には、事前に弊会の承認を必要とします。

⑨携行品損害共済金

旅行行程中に携行品（カメラ、カバン、衣類等）に損害が生じた場合に、携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度として、損害額をお支払いします。携行品損害共済金額が共済期間中のお支払い限度となります。

⑩航空機寄託手荷物遅延費用共済金（注1）

旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限りです。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経ってもその目的地に運搬されなかった場合に、1回の事故につき10万円または携行品共済金額のいずれか低い金額を限度として、航空機到着後96時間以内に被共済者が負担した a.衣類購入費（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） b.生活必需品購入費 c.前記a、b.以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費をお支払いします。ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。

⑪航空機遅延費用共済金（注1）

次のいずれかの場合に、被共済者が支出した費用（注2）を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。

a.搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、もしくは搭乗予約受付業務の不手際による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

b.搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

（注1）加入プランによっては保障されない項目です。加入証書をよくご確認ください。

（注2）ホテル客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費をいいます。

（2）共済金をお支払いできない主な場合

共済金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はトラベルセーフティプランハンドブック等でご確認ください。

①次のような原因により生じた費用

- ・共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・自動車などの無資格運転、酒酔い運転中の事故
- ・妊娠、出産、早産、流産または外科手術やその他の医療処置
- ・戦争、革命などの事変（戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変）
- ・放射能汚染

②頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの

③旅行出発前の既往症または持病による治療

④カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療

⑤職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

⑥サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具、現金、小切手、クレジットカードやコンタクトレンズ等の携行品損害

⑦紛失や置き忘れの場合の携行品損害 など

3. 共済期間について

共済期間（共済契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。なお、共済期間内であっても住居に帰られたときに保障は終了します。

4. 引受条件（共済金額等）について

（1）共済金額等について

パンフレット等に記載の共済金額をご確認ください。

（2）その他引受に関する条件について

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な保障額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの共済と同種の保障内容を担保する別の保険契約等をお持ちの方は、両方の保険・共済金額を合計してご勘案ください。（年齢、健康状態、お仕事内容、保険・共済金額の合算の合計額、その他の事由からご希望のプランをお引き受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

5. 掛金に関する事項について

掛金は、共済金額、共済期間によって決定されます。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。また、実際にご契約いただくお客様の掛金につきましては、申込書にてご確認ください。

6. 掛金の払込みに関する事項について

掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時ににお支払いください。共済期間が始まった後であっても、取引代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

7. 配当金に関する事項(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)について

当共済商品には契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金等の有無およびそれらに関する事項について

契約途中で解約された場合の返戻金は払込掛金の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。

ご契約の際にご注意いただきたい事柄 ～注意喚起情報～

この「ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途トラベルセーフティプランハンドブックを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については取扱代理所または弊会までお問合せください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について

個人が契約する共済期間が1年を越える共済契約の場合、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは取扱代理所または弊会までお問合せください。

2. 告知義務等について

(1) ご契約者や被共済者には本会が質問した事項について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

①ご契約者のお申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、ご職業などについて書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引受できるかどうか、決めさせていただきます。

②他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事内容などによってはご契約をお断りすることがあります。

③他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお伺いするものです。

(2) お申込みや共済契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には、共済金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと弊会は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。

(3) 上記告知につきましては、取扱代理所または弊会にご連絡ください。

3. 責任開始日について

(1) 共済責任は共済加入証書に記載された共済期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

(2) 掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時ににお支払いください。共済期間が始まった後であっても、取扱代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

4. 支払事由に該当しない場合および免責事由等の共済金をお支払いできない場合のうち主なものについて

共済金等のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約の概要について2.保障(補償)内容について」をご確認ください。

5. 掛金の払込猶予期間等について

掛金をご契約またはご契約内容の変更と同時ににお支払いください。共済期間が始まった後であっても、取扱代理所または弊会が掛金を領収する前に生じた事故によるケガ・病気に対しては共済金をお支払いできません。

6. 解約と解約返戻金について

解約返戻金の有無については「ご契約の概要について8.解約返戻金の有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

7. 保険契約者保護機構について

弊会が提供する共済契約は、保険契約者保護機構による保護の対象とはなりません。

8. 個人情報の取扱いについて

第1条(情報の共同利用)

NPO海外渡航者安全機構および海外渡航者安全事業共済会(以下「本会」といいます。))は、情報主体が本会への入会にあたり提供した個人情報を次条以下の規定に従い共同して利用します。

第2条(個人情報利用目的)

本会への入会にあたり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報、本会および本会の事務委託先が、(1)共済契約の履行(共済の引受、共済金の支払、再共済金の請求、およびこれらに付随する事務や調査など)、(2)新たな保障のご案内などの本会会員様等のための情報提供、(3)総代会の開催や決算情報の通知など本会の運営に関する情報提供を行う目的にのみ利用します。

第3条(個人情報の管理)

本会の収集した個人情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。また、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全対策を講じます。

第4条(個人情報の外部への提供)

本会では、以下の場合を除いて、本会の収集した個人情報を外部に提供する事はありません。

- (1) 情報主体が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 第2条の利用目的の達成に必要な範囲内において、本会の業務委託先に提供する場合
- (4) 再共済金の請求に必要な場合
- (5) 不正または不当な共済契約の申込みおよび共済金請求を防止するために必要な場合
- (6) 情報主体または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (7) その他正当な理由がある場合

第5条(個人情報の開示・訂正等)

- (1) 情報主体は、本会に対して、本会が保有しているご自身の個人情報を開示するように求めることができます。
- (2) 前項の開示の結果、その個人情報に誤り等がある場合は、情報主体は本会に対してその個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。
- (3) 前2項の開示、訂正、追加または削除を要求される場合は、本会事務局まで文書、またはお電話でご連絡ください。
- (4) 情報主体が本会へ提出した個人情報の管理は、海外渡航者安全事業共済会が行います。

その他の事項

1.お申込みの際、ご注意くださいこと

- (1) 共済契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をなされる前に下記事項をぜひご確認ください。

- ①共済契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
 - a.知っている事実を記入しなかったり、または事実と相違することを記入されたときは共済金をお支払いできないことがあります。特に職業・職務、年齢、健康状態、他の傷害保険契約(注1)にご注意ください。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためをお願いするものです。(注1)「他の傷害保険」とは、他の海外旅行傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険をいいます。

- b.死亡共済金受取人を指定し、他人を被共済者(共済の対象となる方)とする契約を結ぶときは、必ず被共済者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被共済者とする共済契約を結んだときは、共済契約は無効となります。ただし、死亡共済金受取人の指定のない場合は、この限りではありません。

- ②上記 ①b.以外にも、ご契約の際、次の事実があったときは、共済契約は無効となります。

- a.共済契約に関し、共済契約者、被共済者(共済の対象となる方)または共済金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったとき。

- b.共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。

- (2) 掛金は、ご契約と同時にお支払いください
共済契約では共済会(代理所)が掛金を領収してはじめて共済金支払の責任を負うことになっておりますので、掛金は必ずご契約と同時にお支払いくださいますようお願いいたします。

- (3) 死亡、後遺障害共済金額、治療・救援費用共済金額、傷害治療費用共済金額、疾病治療費用共済金額、疾病死亡共済金額(ご契約金額)などの設定についてご注意ください。ご契約の際、死亡・後遺障害共済金額、治療・救援費用共済金額、傷害治療費用共済金額、疾病治療費用共済金額、疾病死亡共済金額などのご契約金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 年齢や告知内容により、前回契約と同じ条件でご契約できない場合があります。

- (5) ピッケル等の登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事されている場合はお引受けできません。その他の詳細は取扱代理所および弊会にご確認ください。

- (6) 申込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は共済のお引受けができません。もし永住権をお持ちの場合(共済期間の途中で取得された場合を含む)には、ご加入いただいても共済金をお支払いできない場合があります。

2.ご契約後にご注意いただくこと

- (1) 他の傷害保険契約についてのご注意
ご契約後、身体の傷害に対して保険金を支払う他の傷害保険契約を同一被共済者(共済の対象となる方)について結ぶとき、またこれらの共済契約があることを知ったときは、ただちに取扱代理所または弊会へご通知願います。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためをお願いするものです。ご通知がないときは、共済金をお支払いできないことがあります。
- (2) 被共済者の職業・職務の変更についてのご注意
ご契約後、被共済者(共済の対象となる方)が職業または職務を変更するときは、ただちに取扱代理所または弊会へご通知願います。
- (3) 旅行日程の変更の場合の共済期間延長手続きについて
ご旅行中に、旅行日程の変更などで共済期間の延長をご希望の場合には、日本における代理の方(ご家族・知人等)を介して、ご契約された取扱代理所または弊会においてお申込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんので

ご注意ください。また、ご契約の内容によっては延長のお申し出をお受けできないことがあります。

(4) 共済契約者の住所変更についてのご注意

ご契約後、共済契約者が住所または、通知先を変更したときは、ただちに取扱代理所または弊社へご通知願います。

3.事故が起きた場合

万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理所または弊社にご連絡ください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

【共済に関するお問合せ】

○本重要事項等説明書または共済加入証書記載の取扱代理所または弊社(共済会事務局)までご連絡ください。

海外渡航者安全事業共済会

共済会事務局

〒102-0076

東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町 2045

TEL.03-3237-6270 FAX.03-3237-6275

(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時~午後5時)

●『NPO海外渡航者安全機構』とは…

日本人が海外において、精神的・経済的に快適な生活を送ることができるよう、海外渡航時の様々なリスクを分析・研究し、広く情報公開を行い、海外渡航者を支援していくことを目的として設立されました。併せて、国内外の国際貢献団体等と提携していくことにより、広く国際活動に従事していくことを目指します。

●『NPO海外渡航者安全機構』の事業内容…

- ・海外渡航者のための情報提供事業
- ・海外渡航者が海外で生活する上で生じるリスクを回避する保障機能などの研究、開発、検証および情報発信事業
- ・海外渡航者のためのカウンセリング、コンサルティング事業
- ・国際貢献団体支援事業
- ・国際交流事業

●『NPO海外渡航者安全機構』の会員資格…

- ・この申込書により申込みできる方は、NPO海外渡航者安全機構の事業を利用するために入会した個人および団体(以下「一般会員」といいます。)とします。
- ・一般会員は、本会の指定する事業およびサービスを利用する都度、本会の定める会費を支払うものとします。
- ・一般会員は、退会届を提出したとき、本人が死亡または解散したとき(団体の場合)、その他本会の定める退会事由に該当した場合には、本会を退会します。
- ・本会に既に支払われた会費等の拠出金は返還されません。

帰国後の共済金のご請求は

Travel Safety Plan
国内の連絡先

共済事故センター

午前9:00～午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)



0120-221-571

書類送付先

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町2045

